

医療費助成制度のご案内

① 高額療養費制度

長期入院などで一カ月の医療費の自己負担額が高額となった場合に、申請をして認められると一定の金額（自己負担限度額）を超えた分が高額療養費として2～3カ月後に支給される制度です。ただし、差額ベッド代や材料費などは含まれません。

手続き場所 : ご加入の健康保険組合
(国保：市町村役所 社保：健康保険組合，社会保険事務局等)

② 高額療養費 健康保険限度額認定証

高額療養費を現物給付化して、医療機関ごとの窓口での支払いを自己負担限度額までにとどめる制度です。(窓口での支払額を抑えることができます) この制度を利用するには、事前に保険者(ご加入の健康保険組合・社会保険事務局)に申請し「限度額適用認定証」の交付を受けて、医療機関の窓口へ提出してください。

手続き場所 : ご加入の健康保険組合
(国保：市町村役所 社保：健康保険組合，社会保険事務局等)

③ 減額制度

被保険者で住民税非課税又は低所得の方は、申請により「限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付され、医療機関に提示されますと医療費の一部負担金と食事の負担金が減額されます。

手続き場所 : お住まいの市町村役所

④ 重度心身障害者の医療費助成制度

重度心身障害者の医療費等の自己負担分を助成する制度です。保険診療の自己負担金のうち高額療養費、附加給付金等を除いた金額を助成します。対象者は身体障害者手帳1級又は2級をお持ちの方になります。

手続き場所 : お住まいの市町村役所

- ・認定証，受給者証，身体障害者手帳をお持ちの方は、入院窓口にご提出ください。
- ・制度の詳細な内容はご加入の保険者までお問い合わせください。
- ・保険者（市町村、健康保険組合等）により、助成内容が変わる場合もあります。
- ・その他ご不明な点は医療相談室又は入退院窓口へお気軽にお声かけください。